

令和5年第1回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和5年1月31日(火) 15時25分		
出席委員 (17名)	1番	二月田 努	
	2番	中 園 真 一	
	3番	相 良 悟	
	4番	鎌 田 陽 一	
	6番	田 代 一 友	
	7番	松 下 さえ子 (会長職務代理者)	
	8番	有 村 啓 太	
	9番	東 鶴 昭 雄	
	10番	上 原 雄 二	
	11番	清 水 和 子	
	12番	岡 村 勝 敏	
	13番	山之内 悟	
	14番	笹 峯 久 雄	
	15番	大 山 茂 美	
	17番	今 村 浩 一	
	18番	常 盤 信 一	
	19番	槐 島 睦 夫 (会 長)	
欠席委員 (2名)	5番	中 村 優 志	
	16番	長 崎 恵里子	
事 務 局 振興農地グル ープ	事務局長	堀ノ内 敬久	主幹兼グループ長 下久保 弘
	主 査	剥岩 泰三	主 査 徳永 香理
議事日程	<p>「諸般の報告」「事務局報告」</p> <p>1「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転・農地中間管理権の設定)の意見決定」について</p> <p>2「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>3「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出の意見決定」について</p> <p>4「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>5「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について</p>		

開 会 15時25分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(会長)	<p>それでは令和5年第1回霧島市農業委員会定例総会を開催いたします。</p> <p>本日の総会につきましても、マスクの着用や換気など、感染防止対策を講じて進めてまいりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>まず、本日の出席農業委員ですが、5番委員と16番委員より欠席届が提出されておりますので17名となります。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立いたしております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いいたします。事務局。</p>
事務局	[事務局より議案の修正等を報告]

議長（会長）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしとのことですので、本日の議事録署名委員は7番委員と8番委員の両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長等が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	それでは、事務局報告が終わりましたのでさっそく議事に入ります。

△ 議案第1号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転・農地中間管理権設定）の意見決定」について

議長（会長）	まず、議案第1号「農用地利用集積計画の意見決定」についてを議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転4件、利用権設定48件、中間管理権の設定19件の合計71件について、市長より意見を求められております。また、農地法第18条第6項の解約通知が31件提出されております。 これらにつきましては、農地利用最適化推進会議において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
事務局	議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項農用地利用集積計画の意見決定」につきまして報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転4件、筆数14筆、面積21,468㎡。利用権設定48件、筆数63筆、面積151,708㎡。中間管理権設定19件、筆数20筆、面積23,017㎡。このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それでは、ご質疑等ないようですので質疑を終了いたします。只今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているとのことですので、お諮りいたします。議案第1号「農用地利用集積計画の意見決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって本案件は承認することに決定し、その旨を市長に答申いたします。

△ 議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が13件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、国分1を17番委員。
17番委員	2号1番です。申請地は国分中学校の北西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,351㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。

	以上です。
議長（会長）	同じく国分 2 から 6 まで 18 番委員。
18 番委員	<p>2 号 2 番から 6 番までを続けて報告をさせていただきます。</p> <p>2 号 2 番。申請地は春山緑地公園の南西に位置し、現況は畑であります。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておりません。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められます。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 2,356 m<sup>2</sup>で下限面積要件を満たしております。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われれます。</p> <p>次に 2 号 3 番。申請地は国分北公園の西に位置し、現況は畑と田であります。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておりません。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められます。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 6,319 m<sup>2</sup>で下限面積要件を満たしております。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われれます。</p> <p>2 号 4 番。申請地は市営大津団地の北東に位置し、現況は畑であります。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておりません。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められます。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 18,842 m<sup>2</sup>で下限面積要件を満たしております。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われれます。</p> <p>2 号 5 番。現地調査につきましては、17 番委員にさせていただきました。申請地は青葉小学校の南東に位置し、現況は田であります。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておりません。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められます。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 2,356 m<sup>2</sup>で下限面積要件を満たしております。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われれます。</p> <p>2 号 6 番。現地調査を 4 番委員にお願いし、報告を受けています。申請地は松木・野口地区ふれあい広場の西と北東に位置しており、現況は田であります。申請地には※※さんが令和 7 年 1 月まで使用収益権を設定しておりますが、今回の申請に当たって解約通知が提出されております。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められます。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 4,459 m<sup>2</sup>で下限面積要件を満たしております。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われれます。以上です。</p>
議長（会長）	次に、溝辺 7 を 1 番委員。
1 番委員	<p>2 号 7 番。申請地は宮久自治公民館の南に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 26,351 m<sup>2</sup>で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく溝辺 8 を 14 番委員。

14 番委員	<p>2号8番について報告をいたします。申請地は立岩公民館の北に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は37,124㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。以上です。</p>
議長（会長）	次に、隼人9、10を5番委員に代わり4番委員。
4番委員	<p>2号9番から10番まで続けて報告いたします。</p> <p>2号9番。申請地は市営小浜団地の北に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は13,919㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして2号10番を報告いたします。申請地は隼人中学校の北に位置し、現況は田である。申請地の利用権は譲受人である。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,486㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	次に、福山11、12を15番委員。
15番委員	<p>2号11番と12番を続けて報告します。</p> <p>2号11番。これは現地調査を19番委員にしてもらいました。申請地は新原公民館の北西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は7,071㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。</p> <p>続きまして2号12番を報告します。申請地は新原公民館の北西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は64,174㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。以上です。</p>
議長（会長）	同じく福山13を19番に代わり7番委員。
7番委員	<p>2号13番について代理報告をいたします。申請地は福山小学校の南に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,768㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	調査員からの報告が終わりましたが、只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。

△ 議案第3号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」についてを議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農用地除外1件について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは調査員の報告を求めます。 溝辺1を10番委員。
10番委員	報告いたします。3号1番です。申出地は切明公民館の北東に位置し、現況は宅地、通路である。なお、昭和55年頃一般住宅にしてしまったという始末書が添付されている。除外目的は一般住宅1棟、農業用倉庫兼車庫1棟、物置1棟、鶏舎1棟にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われ、転用可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	調査委員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」についての農用地除外1件につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は承認することに決定し、その旨を市長に答申いたします。

△ 議案第4号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が4件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、霧島1を11番委員。
11番委員	4号1番について報告いたします。申請地は豊後迫公民館の南に位置し、現況は畑である。農地区分は農用地区域内農地の一時転用に該当するものと思われる。転用目的は木材置場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。一時転用の期間は令和5年2月6日から令和5年4月30日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。以上です。
議長（会長）	次に、横川2を12番委員。
12番委員	4号2番を報告いたします。申請地は佐々木分団赤水消防車庫の西に位置し、現況は畑である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にする

	ものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、福山 3 を 15 番委員。
15 番委員	4 号 3 番を報告します。申請地は福地公民館の東に位置し、現況は一般住宅、物置 2 棟である。なお、平成元年 1 月 15 日に建築してしまったという始末書が添付されています。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟、物置 2 棟を建築済である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われます。以上です。
議長（会長）	同じく福山 4 を 19 番に代わり 7 番委員。
7 番委員	4 号 4 番について代理報告をいたします。申請地は池田公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は第 1 種農地の既存施設の拡張に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	はい。調査員からの報告が終わりましたが、只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。つきましては、2 月 6 日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第 5 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第 5 条の規定による許可申請が 16 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。 まず、国分 1 を 11 番委員。
11 番委員	5 号 1 番について報告いたします。申請地は霧島市消防局の西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は農用地区域内農地の一時転用に該当するものと思われる。転用目的は現場事務所 3 棟、物置 1 棟、簡易トイレ 3 基、駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。一時転用の期間は令和 5 年 2 月 6 日から令和 5 年 6 月 30 日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。以上報告いたします。
議長（会長）	同じく国分 2、3 を 12 番委員。
12 番委員	5 号 2 番、3 番を続けて報告いたします。 まず 5 号 2 番です。申請地は国分北小学校の北に位置し、現況は田である。農地区分は農用地区域内の一時転用に該当するものと思われる。転用目的は仮設道路を建設するものであり、

	<p>計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。一時転用の期間は令和5年2月6日より令和5年4月30日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。</p> <p>続いて5号3番を報告します。申請地は下井公民館の南西に位置し、現況は造成済である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく国分4を13番委員。
13番委員	<p>5号4番について報告をいたします。申請地は国分インターチェンジの北東に位置し、現況は田である。農地区分は第3種農地の300m以内農地に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅3棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく国分5を17番委員。
17番委員	<p>5号5番。申請地は国分小学校の南に位置しており、現況は畑でございます。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅用地を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく国分6、7を18番委員。
18番委員	<p>5号6番、7番を続けて報告をさせていただきます。</p> <p>6番。申請地は止上公民館の西に位置し、現況は不耕作であります。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われれます。転用目的は建売住宅4棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われれます。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われれます。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われれます。</p> <p>5号7番。申請地は新町生活改善センターの北に位置し、現況は不耕作であります。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われれます。転用目的は共同住宅1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われれます。また、隣接地宅地の8.62㎡を一体利用するもので、全体計画面積は657.62㎡であります。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われれます。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われれます。以上です。</p>
議長（会長）	次に、溝辺8、9を1番委員。
1番委員	<p>5号8番。申請地は岩穴自治公民館の南西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。</p> <p>5号9番。申請地は宮久自治公民館の南に位置し、現況は畑である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は農家住宅と農業用倉庫を建築するもの</p>

	であり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、牧園 10 を 11 番委員。
11 番委員	5 号 10 番について報告をいたします。申請地は中福良公民館の北東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地宅地の 497.09 m <sup>2</sup> を一体利用するもので、また、その同意は得られている。全体計画面積は 1,596.09 m <sup>2</sup> である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。以上報告いたします。
議長（会長）	次に、隼人 11 を 5 番委員に代わり 4 番委員。
4 番委員	5 号 11 番を報告いたします。申請地は隼人中学校の北に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲 2 区画にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	同じく隼人 12、13 を 7 番委員。
7 番委員	5 号 12 番について報告をいたします。申請地は下小鹿野公民館の北東に位置し、現況は田である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は事務所 1 棟、資材置場、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。一時転用の期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。 続きまして、5 号 13 番について報告をいたします。申請地は姫城中央公園の東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地宅地の 39.94 m <sup>2</sup> を一体利用するものであり、また、その同意は得られている。全体計画面積は 331.94 m <sup>2</sup> である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	同じく隼人 14 から 16 まで 10 番委員。
10 番委員	報告します。まず 5 号 14 番。申請地は町後公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。 続きまして 5 号 15 番を報告します。申請地は隼人駅前公園の北に位置し、現況は田である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅 1 棟、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。ま



	<p>た、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。</p> <p>5号16番を報告いたします。申請地は隼人工業高校の南に位置し、現況は田である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。以上報告を終わります。</p>
議長（会長）	はい。ご苦労さまでした。報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等がございますか。
4番委員	すみません。
議長（会長）	はい。
4番委員	確認を良いですか。国分の3番。造成済みと言われましたが、地図上で見た感じでは、まだ造成はされていないんですけど、この申請地の部分だけ造成がされているんですか。
12番委員	田んぼ全部がされています。
4番委員	これって始末書は。
事務局	この申請地の上も転用済みで、その当時、転用を同時にかけて辞められたところで、シラスが入っている状態になります。
4番委員	分かりました。
議長（会長）	他にありませんか。
12番委員	はい。
議長（会長）	はい。どうぞ。
12番委員	牧園の10の太陽光ですが、下の方に田んぼがずっと作られてる感じなんですけど、雨水対策というようなものは、周りの近隣の同意のようなものはされているんでしょうか。太陽光は今までは山間部だったのが、だんだん田んぼの方に小さい太陽光施設ができてきて、開けてみたら雨水対策がなされてなくて、雨が降ったらその水が側溝に流れてきて田んぼに来た、去年みたいに大きな被害が出たという形ですが、その辺はどうなんでしょうか。
議長（会長）	事務局。排水対策について説明してください。
事務局	申請地の南東側の下に河川がありまして、そちらの方に流す計画です。あと、この航空写真が3年前のものなんですけど、申請地の上に家がありますが、その横の田んぼももう転用済みで太陽光になっております。
議長（会長）	雨水対策は良いですか。
12番委員	はい。
議長（会長）	他にございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではないようですので質疑終了いたします。お諮りいたします。議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。つきましては、2月6日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取をいたします。
	<p>以上で、令和5年1第回定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしました。</p> <p>次に、その他はございませんか。</p>

	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	それではないようですので、以上で令和 5 年第 1 回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。お疲れさまでした。

閉 会 16 時 15 分